

一 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
 (平成十八年金融庁告示第十九号)

改正案	現行
<p>(普通株式等Tier 1資本の額)</p> <p>第五条 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 普通株式等Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分の額</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(その他Tier 1資本の額)</p> <p>第六条 第二条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 その他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(Tier 2資本の額)</p> <p>第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの</p>	<p>(普通株式等Tier 1資本の額)</p> <p>第五条 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 普通株式等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(その他Tier 1資本の額)</p> <p>第六条 第二条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 その他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(Tier 2資本の額)</p> <p>第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの</p>

期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇四 (略)

五 Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額

六 (略)

2〇5 (略)

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第二十九条第一項、第六十四条及び第二百五十四条の二第二項第三号イにおいて同じ。)の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)の非支配株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎

期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇四 (略)

五 Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額

六 (略)

2〇5 (略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第二十九条第一項、第六十四条及び第二百五十四条の二第二項第三号イにおいて同じ。)の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目

項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier 1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ（略）

二 第六条第一項第五号に掲げるその他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分相当Tier 1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額（第十八条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の

の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier 1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ（略）

二 第六条第一項第五号に掲げるその他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分相当Tier 1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額（第十八条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当

額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ・ロ（略）

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額（第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をい

当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ・ロ（略）

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額（第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を

う。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

2514 (略)

(自己資本の額)

第二十八条 第二十五条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 三 (略)

四 コア資本に係る調整後非支配株主持分の額

五 (略)

255 (略)

(調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第二十九条 前条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額(第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。))のうち当該特定連結子法人等の親法人等であ

乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

2514 (略)

(自己資本の額)

第二十八条 第二十五条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 三 (略)

四 コア資本に係る調整後少数株主持分の額

五 (略)

255 (略)

(調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第二十九条 前条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額(第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。))のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀

る銀行の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一・二（略）

2 12（略）

（カレント・エクスポージャー方式）

第七十九条の二（略）

2（略）

3（略）

一（略）

イ（略）

ロ クレジット・デリバティブの掛目

（表 略）

（注1）（略）

（注2） 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

①（略）

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）

外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国

行の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一・二（略）

2 12（略）

（カレント・エクスポージャー方式）

第七十九条の二（略）

2（略）

3（略）

一（略）

イ（略）

ロ クレジット・デリバティブの掛目

（表 略）

（注1）（略）

（注2） 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

①（略）

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）

銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第

の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第六十三条又は第六十四条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3) (略)

二 (略)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 (略)

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した

債券等、金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)

外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第六十三条又は第六十四条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である債券等をいう。

第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第六十三条又は第六十四条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3) (略)

二 (略)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 (略)

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した

債券等、金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)

銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第六十三条又は第六十四条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である債券等をいう。

二 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

改正案	現行
<p>（普通株式等Tier 1資本の額）</p> <p>第五条 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 普通株式等Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分の額</p> <p>2～4（略）</p> <p>（その他Tier 1資本の額）</p> <p>第六条 第二条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 その他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額</p> <p>2～5（略）</p> <p>（Tier 2資本の額）</p> <p>第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの</p>	<p>（普通株式等Tier 1資本の額）</p> <p>第五条 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 普通株式等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額</p> <p>2～4（略）</p> <p>（その他Tier 1資本の額）</p> <p>第六条 第二条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 その他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額</p> <p>2～5（略）</p> <p>（Tier 2資本の額）</p> <p>第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの</p>

期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇四 (略)

五 Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額

六 (略)

2〇5 (略)

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第十八条第一項、第四十二条及び第三百三十二条の二第二項第三号イにおいて同じ。)の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)の非支配株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照ら

期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇四 (略)

五 Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額

六 (略)

2〇5 (略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第十八条第一項、第四十二条及び第三百三十二条の二第二項第三号イにおいて同じ。)の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自

し自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）。以下「銀行告示」という。）第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ（略）

二 第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額（銀行告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額（銀行告示第十八条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに

己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）。以下「銀行告示」という。）第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ（略）

二 第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額（銀行告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額（銀行告示第十八条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当

相当する額とする。以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の非支配株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び銀行告示第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額(銀行告示第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。))の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号にお

する額とする。以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び銀行告示第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額(銀行告示第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。))の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同

いて同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

2～14 (略)

(自己資本の額)

第十七条 第十四条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～三 (略)

四 コア資本に係る調整後非支配株主持分の額

五 (略)

2～5 (略)

(調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十八条 前条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等のうち金融機関又はパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ)の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額(特定連結

じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

2～14 (略)

(自己資本の額)

第十七条 第十四条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～三 (略)

四 コア資本に係る調整後少数株主持分の額

五 (略)

2～5 (略)

(調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十八条 前条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等のうち金融機関又はパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ)の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額(特定連結子法

子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（銀行告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一・二 (略)

2 2 12 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十七条の二 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表 略)

(注1) (略)

人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（銀行告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一・二 (略)

2 2 12 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十七条の二 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、
外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国
の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の
うち第四十一条又は第四十二条の基準に照らして二十
パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められ
ている主体並びに適格格付機関により付与された格付
に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上で
ある主体をいう。

二 (略)
(注3) (略)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十二条 (略)

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した
債券等、金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)
、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の
会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行し
た債券等のうち第四十一条又は第四十二条の基準に照らし
て二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認めら

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、
銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第
一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第四十
一条又は第四十二条の基準に照らして二十パーセント
のリスク・ウェイトとすることが認められている主体
並びに適格格付機関により付与された格付に対応する
信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体を
いう。

二 (略)
(注3) (略)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十二条 (略)

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した
債券等、金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)
、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一
種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等の
うち第四十一条又は第四十二条の基準に照らして二十パー
セントのリスク・ウェイトとすることが認められているも

れているもの並びに適格格付機関により付与された格付に
対応する信用リスク区分が4－3又は5－3以上である債
券等をいう。

の並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信
用リスク区分が4－3又は5－3以上である債券等をいう
。

三 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

改正案	現行
<p>（自己資本の額）</p> <p>第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 コア資本に係る調整後非支配株主持分の額</p> <p>四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第五条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第二十五条第一項第一号、第五十八条及び第百五十三条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額</p>	<p>（自己資本の額）</p> <p>第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 コア資本に係る調整後少数株主持分の額</p> <p>四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第五条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第二十五条第一項第一号、第五十八条及び第百五十三条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額を</p>

額をいう。以下この項において同じ。)のうち当該特定連結子法人等の親法人等(令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。)である信用金庫又は信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

一・二 (略)

2 3 (略)

(普通出資等Tier1資本の額)

第二十二条 第十九条第一号の算式において、普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

三 普通出資等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額
2 4 (略)

(その他Tier1資本の額)

第二十三条 第十九条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

いう。以下この項において同じ。)のうち当該特定連結子法人等の親法人等(令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。)である信用金庫又は信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

一・二 (略)

2 3 (略)

(普通出資等Tier1資本の額)

第二十二条 第十九条第一号の算式において、普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

三 普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額
2 4 (略)

(その他Tier1資本の額)

第二十三条 第十九条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇三 (略)

四 その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額
2〇5 (略)

(Tier2資本の額)

第二十四条 第十九条第三号の算式において、Tier2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇三 (略)

四 Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額

五 (略)

2〇5 (略)

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第二十五条 第二十二条第一項第三号、第二十三条第一項第四号及び前条第一項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十二条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法

一〇三 (略)

四 その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額
2〇5 (略)

(Tier2資本の額)

第二十四条 第十九条第三号の算式において、Tier2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇三 (略)

四 Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額

五 (略)

2〇5 (略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第二十五条 第二十二条第一項第三号、第二十三条第一項第四号及び前条第一項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十二条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人

人等（特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。）のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）の非支配株主持分相当普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額（第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通出資等Tier 1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額を単体普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ（略）

二 第二十三条第一項第四号に掲げるその他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当Tier 1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額（第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額（

等（特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。）のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）の少数株主持分相当普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額（第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通出資等Tier 1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額を単体普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ（略）

二 第二十三条第一項第四号に掲げるその他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当Tier 1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額（第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額（第三

第三十五条第一項第三号に掲げる額を除く。)の合計額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合(連結法人等の非支配株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第二十二条第一項第三号に掲げる額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

三 前条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目額及び第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額(第三十六条第一項第三号に掲げる額を除く。))の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)

十五条第一項第三号に掲げる額を除く。)の合計額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合(連結法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第二十二条第一項第三号に掲げる額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

三 前条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目額及び第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額(第三十六条第一項第三号に掲げる額を除く。))の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)

のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第二十二条第一項第三号及び第二十三条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

2 14 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第七十四条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）
外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国
の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の

次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第二十二条第一項第三号及び第二十三条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

2 14 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第七十四条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）
銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第
一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第五十

うち第五十七条又は第五十八条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3) (略)

二 (略)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 (略)

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した

債券等、金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)

、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第五十七条又は第五十八条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である債券等をいう。

七条又は第五十八条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3) (略)

二 (略)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 (略)

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した

債券等、金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)

、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第五十七条又は第五十八条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である債券等をいう。

四 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

改正案	現行
<p>（自己資本の額）</p> <p>第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 コア資本に係る調整後非支配株主持分の額</p> <p>四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第五条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項にお</p>	<p>（自己資本の額）</p> <p>第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 コア資本に係る調整後少数株主持分の額</p> <p>四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第五条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において</p>

いて同じ。)のうち当該特定連結子法人等の親法人等(令第三条の二第二項に規定する親法人等をいう。第六十八條第二項において同じ。)である信用協同組合等の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

一・二 (略)

2 13 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

同じ。)のうち当該特定連結子法人等の親法人等(令第三条の二第二項に規定する親法人等をいう。第六十八條第二項において同じ。)である信用協同組合等の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

一・二 (略)

2 13 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

二
(注3)
(略)

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

二
(注3)
(略)

九 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する告示（平成二十四年金融庁告示第二十八号）

改正案

現行

附則

附則

第二条 削除

（自己資本比率に係る経過措置）

第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して二年を経過する日までの間における第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行告示」という。）第二条第一号及び第二号並びに第十四条第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十六年三月三十一日から	適用日から起算して一年を経過する日までの期間	
	四・五	三・五
四・五	六	四・五
四	四・五	三・五

起算して一年を経過する日まで の期間	六	五・五
-----------------------	---	-----

2 適用日から起算して二年を経過する日までの間における第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新持株告示」という。）第二条第一号及び第二号の規定の適用については、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（資本調達手段に係る経過措置）

第三条 第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧銀行告示」という。）第五条第三項若しくは第十七条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であつて第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項において「新銀行告示」という。）第六条第四項又は第十八条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・

（資本調達手段に係る経過措置）

第三条 第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧銀行告示」という。）第五条第三項若しくは第十七条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であつて新銀行告示第六条第四項又は第十八条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等（旧銀行告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約により

アップ金利等（旧銀行告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されたものであってこの告示の適用の日（以下「適用日」という。）以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第三項において「適格旧Tier1資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier1資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier1資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が相当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行告示」という。）第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（表 略）

2 旧銀行告示第六条第一項第四号から第六号まで若しくは第十八条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限る、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）新銀行告示第七条第四項各号（

ステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第三項において「適格旧Tier1資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier1資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier1資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（表 略）

2 旧銀行告示第六条第一項第四号から第六号まで若しくは第十八条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限る、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は新銀行告示第七条第四項各

第十号を除く。)に掲げる要件若しくは新銀行告示第十九条第四項各号(第十号を除く。)に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの(平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。)(以下この項及び次項において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。)の額(適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日(銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。)から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。)(については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額(適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。)(に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、適格旧Tier1資本調達手段又は適格旧Tier2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・

号(第十号を除く。)に掲げる要件若しくは新銀行告示第十九条第四項各号(第十号を除く。)に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの(平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。)(以下この項及び次項において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。)の額(適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日(新銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。)から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。)(については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額(適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。)(に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、適格旧Tier1資本調達手段又は適格旧Tier2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・

アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Tier1資本調達手段の額及び当該適格旧Tier2資本調達手段の額は、銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は銀行告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

4 第二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧持株告示」という。）第五条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であつて第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項において「新持株告示」という。）第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日に発行されたもの限り、ステップ・アップ金利等（旧持株告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第六項において「適格旧Tier1資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、第一項の表の

アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Tier1資本調達手段の額及び当該適格旧Tier2資本調達手段の額は、新銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は新銀行告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

4 第二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧持株告示」という。）第五条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であつて新持株告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日に発行されたもの限り、ステップ・アップ金利等（旧持株告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第六項において「適格旧Tier1資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier1資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier1資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第二条第二号の算式におけるその

上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier1資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier1資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5 旧持株告示第六条第一項第四号から第六号までに掲げるものであつて新持株告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は同項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて同項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。次条第四項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる

他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5 旧持株告示第六条第一項第四号から第六号までに掲げるものであつて新持株告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は同項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて同項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（新持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。次条第四項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げ

期間の区分に応じ、適格旧Tier 2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier 2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、持株告示第二条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 前二項の規定にかかわらず、適格旧Tier 1資本調達手段又は適格旧Tier 2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Tier 1資本調達手段の額及び当該適格旧Tier 2資本調達手段の額は、持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第四条 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧銀行告示第二条又は第十四条の算式

る期間の区分に応じ、適格旧Tier 2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier 2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第二条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 前二項の規定にかかわらず、適格旧Tier 1資本調達手段又は適格旧Tier 2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Tier 1資本調達手段の額及び当該適格旧Tier 2資本調達手段の額は、新持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第四条 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、新銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧銀行告示第二条又は第十四条の算式

における補完的項目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、銀行告示第二条三号又は第十四条三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧持株告示第二条の算式における基本的项目に該当するものの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧持株告示第二条の算式における補完的项目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、持株告示第二条三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

における補完的項目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、新銀行告示第二条三号又は第十四条三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧持株告示第二条の算式における基本的项目に該当するものの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧持株告示第二条の算式における補完的项目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、新持株告示第二条三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置)

第五条 銀行告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び銀行告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

(表 略)

2 銀行告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び銀行告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額のうち、前項の規定により銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、銀行告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については

(その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置)

第五条 新銀行告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新銀行告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

(表 略)

2 新銀行告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新銀行告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額のうち、前項の規定により新銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新銀行告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、新銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額

、なお従前の例による。

3 持株告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

4 持株告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額に該当するものの額のうち、前項の規定により持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧持株告示第二条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(非支配株主持分等に係る経過措置)

第六条 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（銀行告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の

については、なお従前の例による。

3 新持株告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

4 新持株告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額に該当するものの額のうち、前項の規定により新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧持株告示第二条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、新持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(少数株主持分等に係る経過措置)

第六条 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（新銀行告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の

非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。)のうち、銀行告示第八条第一項から第三項までの規定により銀行告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、銀行告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び銀行告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等(銀行告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。)の普通株式(銀行告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。)に対応する部分の額については、銀行告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段(銀行告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。)に対応する部分の額については、銀行告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段(銀行告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。)に対応する部分の額については、銀行告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(表 略)

少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。)のうち、新銀行告示第八条第一項から第三項までの規定により新銀行告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額、新銀行告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額及び新銀行告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等(新銀行告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。)の普通株式(新銀行告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。)に対応する部分の額については、新銀行告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段(新銀行告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。)に対応する部分の額については、新銀行告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段(新銀行告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。)に対応する部分の額については、新銀行告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(表 略)

2 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（持株告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、持株告示第八条第一項から第三項までの規定により持株告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、持株告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額及び持株告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（持株告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（持株告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（持株告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（持株告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎

2 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（新持株告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、新持株告示第八条第一項から第三項までの規定により新持株告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額、新持株告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額及び新持株告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（新持株告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（新持株告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（新持株告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（新持株告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新持株告示第二条第三号の算式におけるTier2

項目の額に算入することができる。

(調整項目に係る経過措置)

第七条 銀行告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに銀行告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は銀行告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

2 銀行告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに銀行告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により銀行告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は銀行告示第二条第三号若しくは第十四条

資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(調整項目に係る経過措置)

第七条 新銀行告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新銀行告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、新銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は新銀行告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

2 新銀行告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新銀行告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新銀行告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、新銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は新銀行告示第二条第三号若しくは

第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、銀行告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

3 持株告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

4 持株告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier

は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新銀行告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

3 新持株告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

4 新持株告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等T

r1資本に係る調整項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧持株告示第二条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第八条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における銀行告示第八条第十項第一号及び第二十条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

2 適用日から起算して五年を経過する日までの間における持株告示第八条第十項第一号の規定の適用については、当該規定中「同条第

Tier1資本に係る調整項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧持株告示第二条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第八条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における銀行告示第八条第十項第一号及び第二十条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

2 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新持株告示第八条第十項第一号の規定の適用については、当該規定中「同条

二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

第九条 削除

第十一条の二 削除

第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

(国内基準行に係る経過措置)

第九条 国内基準行（新銀行告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行については、平成二十六年三月三十日までの間は、新銀行告示の規定にかかわらず、旧銀行告示の規定を適用する。

2 国内基準行（新持株告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行持株会社については、平成二十六年三月三十日までの間は、新持株告示の規定にかかわらず、旧持株告示の規定を適用する。

(適用日前における金融庁長官の承認に係る経過措置)

第十一条の二 新告示第八条第十二項又は第二十条第九項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

2 新持株告示第八条第十二項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、そ

の承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

十一 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁告示第六号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第二条 削除</p> <p>（資本調達手段に係る経過措置）</p> <p>第三条 第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧銀行告示」と</p>	<p>附則</p> <p>（自己資本比率に係る経過措置）</p> <p>第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して一年を経過する日までの間における第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新信金告示」という。）第十九条第一号及び第二号並びに第三十一条第一号及び第二号の規定の適用については、第十九条第一号及び第三十一条第一号中「四・五」とあるのは「四」と、第十九条第二号及び第三十一条第二号中「六」とあるのは「五・五」とする。</p> <p>（資本調達手段に係る経過措置）</p> <p>第三条 第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧銀行告示」と</p>

いう。)第二十八条又は第四十条に定める非累積的永久優先株(銀行が発行したものに限り。)であつて第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(次項において「新銀行告示」という。)第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式に該当しないもの(この告示の適用の日(以下「適用日」という。)前に発行されたもの)に限り、次条第一項に定めるものを除く。以下この項、第三項並びに附則第七条第二項及び第十二条第一項において「適格旧非累積的永久優先株」という。)の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧非累積的永久優先株に係る基準額(適用日における適格旧非累積的永久優先株の額をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「銀行告示」という。)第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(表 略)

2 旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新銀行告示第二十八条第三項又は第四十条第三項の普通株式及び新銀行告示第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式の

いう。)第二十八条又は第四十条に定める非累積的永久優先株(銀行が発行したものに限り。)であつて第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新銀行告示」という。)第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式に該当しないもの(適用日前に発行されたものに限り、次条第一項に定めるものを除く。以下この項、第三項並びに附則第七条第二項及び第十二条第一項において「適格旧非累積的永久優先株」という。)の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧非累積的永久優先株に係る基準額(適用日における適格旧非累積的永久優先株の額をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(表 略)

2 旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新銀行告示第二十八条第三項又は第四十条第三項の普通株式及び新銀行告示第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式の

いずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、前項又は次条第一項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第二項及び第十二条第一項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第一項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条第一項第四号若しくは第四十一条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧銀行告示第二十九条第一項第五号若しくは第四十一条第一項第五号に掲げる期限付優先株に該当するものの額が適用日における銀行告示第二十八条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は銀行告示第四十条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先株に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除

いずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、前項又は次条第一項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第二項及び第十二条第一項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第一項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条第一項第四号若しくは第四十一条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧銀行告示第二十九条第一項第五号若しくは第四十一条第一項第五号に掲げる期限付優先株に該当するものの額が適用日における新銀行告示第二十八条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新銀行告示第四十条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先株に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除

し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（表 略）

3 前二項の規定にかかわらず、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧銀行告示第六条第四項第四号に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段の額は、銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

4 第二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうか

を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（表 略）

3 前二項の規定にかかわらず、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧銀行告示第六条第四項第四号に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段の額は、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

4 第二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうか

を判断するための基準（以下「旧持株告示」という。）第十七条に定める非累積的永久優先株（銀行持株会社又はその子会社である銀行が発行したものに限る。）であつて第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項において「新持株告示」という。）第十七条第四項の強制転換条項付優先株式に該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、次条第二項に定めるものを除く。以下この項、第六項並びに附則第七條第四項及び第十二条第二項において「適格旧非累積的永久優先株」という。）の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧非累積的永久優先株に係る基準額（適用日における適格旧非累積的永久優先株の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「持株告示」という。）第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5 旧持株告示第十四条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新持株告示第十七条第三項の普通株式及び同条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、前項又は次条

を判断するための基準（以下「旧持株告示」という。）第十七条に定める非累積的永久優先株（銀行持株会社又はその子会社である銀行が発行したものに限る。）であつて第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新持株告示」という。）第十七条第四項の強制転換条項付優先株式に該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、次条第二項に定めるものを除く。以下この項、第六項並びに附則第七條第四項及び第十二条第二項において「適格旧非累積的永久優先株」という。）の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧非累積的永久優先株に係る基準額（適用日における適格旧非累積的永久優先株の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5 旧持株告示第十四条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新持株告示第十七条第三項の普通株式及び同条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、前項又は次条

第二項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第四項及び第十二条第二項において「適格旧資本調達手段」という。)

()の額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日(持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。)から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額(適用日における適格旧資本調達手段の額(適格旧資本調達手段のうち旧持株告示第十八条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は同項第五号に掲げる期限付優先株に該当するものの額が適用日における持株告示第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額(以下この項において「コア資本の額」という。))の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先株に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額(以下この項において「控除額」という。))を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額(控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。))が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるものに

第二項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第四項及び第十二条第二項において「適格旧資本調達手段」という。)

()の額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日(新持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。)から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額(適用日における適格旧資本調達手段の額(適格旧資本調達手段のうち旧持株告示第十八条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は同項第五号に掲げる期限付優先株に該当するものの額が適用日における新持株告示第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額(以下この項において「コア資本の額」という。))の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先株に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額(以下この項において「控除額」という。))を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額(控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。))が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるも

該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。)をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 前二項の規定にかかわらず、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等(旧持株告示第六条第四項第四号に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。)を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段の額は、持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

7 第三条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「旧信金告示」という。)第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下この項、第九項及び第十項において「新信金告示」という。)第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資

のに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。)をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 前二項の規定にかかわらず、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等(旧持株告示第六条第四項第四号に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。)を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段の額は、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

7 第三条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「旧信金告示」という。)第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新信金告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信金告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの(適用日前に発行されたもの)に限り、次条第三項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第六項及び第十二条第三項において「適格旧資本調達手段」という。)の額(償還期限の

及び新信金告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたものに限る。次条第三項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第六項及び第十二条第三項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「信金告示」という。）第二十一条第一号イに規定する算出基準日をいう。第十項、次条第三項及び第五項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信金告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における信金告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から信金告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は信金告示第十三条第一項各号に掲げる額の

定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新信金告示第二十一条第一号イに規定する算出基準日をいう。第十項、次条第三項及び第五項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信金告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新信金告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から新信金告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新信金告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から新信金告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額から新信金告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合

合計額から信金告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するもの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧信金告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

8 前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧信金告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧信金告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

8 前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧信金告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

9 旧信金告示第二十二條第一項若しくは第三十四條第一項の非累積的永久優先出資又は旧信金告示第二十二條第三項若しくは第三十四條第三項の優先出資証券であつて新信金告示第二十三條第四項若しくは第三十五條第四項に規定するその他Tier 1資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限る）、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて平成二十五年三月三十一日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第十一項において「適格旧Tier 1資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して八年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier 1資本調達手段に係る基準額（平成二十五年三月三十一日における適格旧Tier 1資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、信金告示第十九條第二号又は第三十一條第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(表 略)

10 旧信金告示第二十三條第一項第四号から第六号まで若しくは第三十五條第一項第四号から第六号までに掲げるものであつて新信金告示第二十四條第四項若しくは第三十六條第四項に規定するTier 2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたもの）に限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステッ

9 旧信金告示第二十二條第一項若しくは第三十四條第一項の非累積的永久優先出資又は旧信金告示第二十二條第三項若しくは第三十四條第三項の優先出資証券であつて新信金告示第二十三條第四項若しくは第三十五條第四項に規定するその他Tier 1資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限る）、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて平成二十五年三月三十一日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第十一項において「適格旧Tier 1資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して八年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier 1資本調達手段に係る基準額（平成二十五年三月三十一日における適格旧Tier 1資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信金告示第十九條第二号又は第三十一條第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(表 略)

10 旧信金告示第二十三條第一項第四号から第六号まで若しくは第三十五條第一項第四号から第六号までに掲げるものであつて新信金告示第二十四條第四項若しくは第三十六條第四項に規定するTier 2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたもの）に限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステッ

プ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。)又は新信金告示第二十四条第四項各号(第十号を除く。)若しくは第三十六条第四項各号(第十号を除く。)に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて新信金告示第二十四条第四項若しくは第三十六条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの(平成二十二年九月十二日から平成二十五年三月三十日までの間に発行されたものに限る。)(以下この項及び次項において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。)の額(適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。)については、適用日から起算して八年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額(平成二十五年三月三十一日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、信金告示第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

11 前二項の規定にかかわらず、適格旧Tier1資本調達手段又は適格旧Tier2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・

プ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。)又は新信金告示第二十四条第四項各号(第十号を除く。)若しくは第三十六条第四項各号(第十号を除く。)に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて新信金告示第二十四条第四項若しくは第三十六条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの(平成二十二年九月十二日から平成二十五年三月三十日までの間に発行されたものに限る。)(以下この項及び次項において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。)の額(適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。)については、適用日から起算して八年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額(平成二十五年三月三十一日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信金告示第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

11 前二項の規定にかかわらず、適格旧Tier1資本調達手段又は適格旧Tier2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・

アップ金利等が上乘せされたときは、その上乘せされた日以後、当該適格旧Tier1資本調達手段の額又は適格旧Tier2資本調達手段の額は、信金告示第十九条第二号若しくは第三十一条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は信金告示第十九条第三号若しくは第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

12 第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧信組告示」という。）第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この項において「新信組告示」という。）第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信組告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたもの）に限り、次条第六項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第九項及び第十二条第四項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内にな

アップ金利等が上乘せされたときは、その上乘せされた日以後、当該適格旧Tier1資本調達手段の額又は適格旧Tier2資本調達手段の額は、新信金告示第十九条第二号若しくは第三十一条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は新信金告示第十九条第三号若しくは第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

12 第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧信組告示」という。）第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新信組告示」という。）第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信組告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたもの）に限り、次条第六項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第九項及び第十二条第四項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについ

つたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「信組告示」という。）第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条第六項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信組告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における信組告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から信組告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は信組告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から信組告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除

ては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新信組告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条第六項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信組告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新信組告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から新信組告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新信組告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から新信組告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には

し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

13 前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧信組告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第四条 旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって銀行告示第二十八条第三項又は第四十条第三項の普通株式及び銀行告示第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当し

、当該旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

13 前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧信組告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第四条 旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新銀行告示第二十八条第三項又は第四十条第三項の普通株式及び新銀行告示第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該

ないもののうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 旧持株告示第十四条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって持株告示第十七条第三項の普通株式及び同条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 旧信金告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって信金告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び信金告示第四条第四項又は第十三条第四項

当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 旧持株告示第十四条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新持株告示第十七条第三項の普通株式及び同条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 旧信金告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新信金告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信金告示第四条第四項又は第十三条第

の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて平成二十五年三月三十一日より前に発行された資本調達手段であつて旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目に該当するもの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、信金告示第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて平成二十五年三月三十一日より前に発行された資本調達手段であつて旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における補完的項目に該当するもの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平

四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて平成二十五年三月三十一日より前に発行された資本調達手段であつて旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目に該当するもの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、新信金告示第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて平成二十五年三月三十一日より前に発行された資本調達手段であつて旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における補完的項目に該当するもの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平

成三十年三月三十一日までの間は、信金告示第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 旧信組告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであつて信組告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び信組告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（土地再評価差額金に係る経過措置）

第五条 旧銀行告示第二十九条第一項第一号又は第四十一条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る

成三十年三月三十一日までの間は、新信金告示第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 旧信組告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであつて新信組告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信組告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（土地再評価差額金に係る経過措置）

第五条 旧銀行告示第二十九条第一項第一号又は第四十一条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る

る基礎項目の額に算入することができる。

2 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における銀行告示第二十九条第十一項、第四十一条第十項、第四十八条第一項第一号及び第七十八条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(表 略)

3 旧持株告示第十八条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における持株告示第十八条第十一項、第二十六条第一項第一号及び第五十六条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(表 略)

5 旧信金告示第五条第一項第一号又は第十四条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に

係る基礎項目の額に算入することができる。

2 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第十一項、第四十一条第十項、第四十八条第一項第一号及び第七十八条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(表 略)

3 旧持株告示第十八条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新持株告示第十八条第十一項、第二十六条第一項第一号及び第五十六条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(表 略)

5 旧信金告示第五条第一項第一号又は第十四条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に

応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における信金告示第五条第十二項、第十四条第十一項、第四十二条第一項第一号及び第七十八条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(表 略)

7 旧信組告示第五条第一項第一号又は第十四条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

8 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における信組告示第五条第十二項、第十四条第十一項、第十九条第一項第一号及び第五十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(表 略)

応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信金告示第五条第十二項、第十四条第十一項、第四十二条第一項第一号及び第七十八条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(表 略)

7 旧信組告示第五条第一項第一号又は第十四条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

8 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信組告示第五条第十二項、第十四条第十一項、第十九条第一項第一号及び第五十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(表 略)

(その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置)

第六条 銀行告示第二十八条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

(表 略)

2 持株告示第十七条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

3 信金告示第四条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信金告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

4 信金告示第二十二条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び信金告示第三十四条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額については、適用日から起算して四年を経過する日までの間

(その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置)

第六条 新銀行告示第二十八条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

(表 略)

2 新持株告示第十七条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

3 新信金告示第四条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

4 新信金告示第二十二条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新信金告示第三十四条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額については、適用日から起算して四年を経過する日まで

は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信金告示第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

(表 略)

5 信金告示第二十二條第一項第二号のその他の包括利益累計額及び信金告示第三十四條第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額のうち、前項の規定により信金告示第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、信金告示第十九条第二号又は第三十一条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、信金告示第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

6 信組告示第四条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信組告示第二

の間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

(表 略)

5 新信金告示第二十二條第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新信金告示第三十四條第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額のうち、前項の規定により新信金告示第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新信金告示第十九条第二号又は第三十一条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、新信金告示第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

6 新信組告示第四条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ

の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

(非支配株主持分等に係る経過措置)

第七条 銀行告示第二十九条第一項に規定する特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により銀行告示第二十八条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 銀行告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち銀行告示第二十九条第一項に規定する特定連結子法人等以外のもの非支配株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している旧銀行告示第二十九条第一項第三号又は第五号に掲げるもの、旧銀行告示第二十八条第三項に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券及び適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に係るものを除く。)については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二十

、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

(少数株主持分等に係る経過措置)

第七条 新銀行告示第二十九条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新銀行告示第二十八条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 新銀行告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新銀行告示第二十九条第一項に規定する特定連結子法人等以外のもの少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している旧銀行告示第二十九条第一項第三号又は第五号に掲げるもの、旧銀行告示第二十八条第三項に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券及び適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に係るものを除く。)については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第

五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 持株告示第十八条第一項に規定する特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により持株告示第十七条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 持株告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち持株告示第十八条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの非支配株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧持株告示第十八条第一項第三号又は第五号に掲げるもの、旧持株告示第十七条第三項に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券及び適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5 信金告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により信金告示第四条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株

二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 新持株告示第十八条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新持株告示第十七条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 新持株告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新持株告示第十八条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧持株告示第十八条第一項第三号又は第五号に掲げるもの、旧持株告示第十七条第三項に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券及び適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5 新信金告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新

主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信金告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 信金告示第一条第五十七号に規定する連結子法人等（次項において「連結子法人等」という。）のうち信金告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等以外のもの非支配株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧信金告示第五条第一項第三号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信金告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

7 信金告示第二十五条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額のうち、同項から第三項までの規定により信金告示第二十二条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、信金告示第二十三条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び信金告示第二十四条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して四年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分

信金告示第四条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 新信金告示第一条第五十七号に規定する連結子法人等（次項において「連結子法人等」という。）のうち新信金告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等以外のもの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧信金告示第五条第一項第三号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

7 新信金告示第二十五条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額のうち、同項から第三項までの規定により新信金告示第二十二条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額、新信金告示第二十三条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額及び新信金告示第二十四条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算し

に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等の信金告示第二十二条第三項に規定する普通出資に対応する部分の額については、信金告示第十九条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。連結子法人等の信金告示第二十三条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段に対応する部分の額については、信金告示第十九条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等の信金告示第二十四条第四項に規定するTier2資本調達手段に対応する部分の額については、信金告示第十九条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(表 略)

8 信組告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により信組告示第四条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

9 信組告示第一条第五十七号に規定する連結子法人等のうち信組告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等以外のもの非支配株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している旧信組告示第

て四年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等の新信金告示第二十二条第三項に規定する普通出資に対応する部分の額については、新信金告示第十九条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。連結子法人等の新信金告示第二十三条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段に対応する部分の額については、新信金告示第十九条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等の新信金告示第二十四条第四項に規定するTier2資本調達手段に対応する部分の額については、新信金告示第十九条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(表 略)

8 新信組告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新信組告示第四条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

9 新信組告示第一条第五十七号に規定する連結子法人等のうち新信組告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等以外のもの少数

五条第一項第三号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。)については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(調整項目に係る経過措置)

第八条 銀行告示第二十八条第二項各号及び第四十条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

2 銀行告示第二十八条第二項各号及び第四十条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目及び

株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している旧信組告示第五条第一項第三号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。)については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(調整項目に係る経過措置)

第八条 新銀行告示第二十八条第二項各号及び第四十条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

2 新銀行告示第二十八条第二項各号及び第四十条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目

控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

3 持株告示第十七条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

4 持株告示第十七条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧持株告示第十四条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧持株告示第十四条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

5 信金告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信金告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

6 信金告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により信金告示第二条又は第十一条の算式にお

目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

3 新持株告示第十七条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

4 新持株告示第十七条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧持株告示第十四条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧持株告示第十四条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

5 新信金告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

6 新信金告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新信金告示第二条又は第十一条の算式に

るコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信金告示第二条又は第十条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信金告示第二条又は第十条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

7 信金告示第二十二条第二項第一号から第六号まで、第二十三条第二項第一号から第四号まで、第二十四条第二項各号、第三十四条第二項第一号から第六号まで、第三十五条第二項第一号から第四号まで及び第三十六条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して四年を経過する日までの間は、附則第六条第四項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信金告示第十九条第一号若しくは第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、信金告示第十九条第二号若しくは第三十一条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は信金告示第十九条第三号若しくは第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

8 信金告示第二十二条第二項第一号から第六号まで、第二十三条第二項第一号から第四号まで、第二十四条第二項各号、第三十四条第二項第一号から第六号まで、第三十五条第二項第一号から第四号まで及び第三十六条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により

おけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信金告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信金告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

7 新信金告示第二十二条第二項第一号から第六号まで、第二十三条第二項第一号から第四号まで、第二十四条第二項各号、第三十四条第二項第一号から第六号まで、第三十五条第二項第一号から第四号まで及び第三十六条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して四年を経過する日までの間は、附則第六条第四項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第十九条第一号若しくは第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、新信金告示第十九条第二号若しくは第三十一条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は新信金告示第十九条第三号若しくは第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

8 新信金告示第二十二条第二項第一号から第六号まで、第二十三条第二項第一号から第四号まで、第二十四条第二項各号、第三十四条第二項第一号から第六号まで、第三十五条第二項第一号から第四号まで及び第三十六条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により

信金告示第十九条第一号若しくは第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、信金告示第十九条第二号若しくは第三十一条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は信金告示第十九条第三号若しくは第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、信金告示第十九条第二号又は第三十一条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における控除項目に該当する部分の額については、信金告示第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

9 信組告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信組告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

10 信組告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により信組告示第二条又は第十一条の算式にお

り新信金告示第十九条第一号若しくは第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、新信金告示第十九条第二号若しくは第三十一条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は新信金告示第十九条第三号若しくは第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新信金告示第十九条第二号又は第三十一条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における控除項目に該当する部分の額については、新信金告示第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

9 新信組告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

10 新信組告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新信組告示第二条又は第十一条の算式に

るコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信組告示第二条又は第十条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信組告示第二条又は第十条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(自己保有普通株式等又は自己保有普通出資等に係る経過措置)

第九条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における銀行告示第二十九条第二項及び第四十一条第一項の規定の適用については、銀行告示第二十九条第二項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。)、適格旧非累積的永久優先株(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成二十五年金融庁告示第六号)(以下この項において「改正告示」という。))附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項並びに第四十一条第一項及び第三項において同じ。))又は適格旧資本調達手段(改正告示附則第三条第二項に規定する適格旧資本調達手段をい

におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信組告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信組告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(自己保有普通株式等又は自己保有普通出資等に係る経過措置)

第九条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第二項及び第四十一条第一項の規定の適用については、新銀行告示第二十九条第二項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。)」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。)、適格旧非累積的永久優先株(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成二十五年金融庁告示第六号)(以下この項において「改正告示」という。))附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項並びに第四十一条第一項及び第三項において同じ。))又は適格旧資本調達手段(改正告示附則第三条第二項に規定する適格旧資本調達手段

う。第四項並びに第四十一条第一項及び第三項において同じ。）」と、銀行告示第四十一条第一項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）」、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間における銀行告示第二十九条第二項及び第四十一条第一項の規定の適用については、銀行告示第二十九条第二項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）」又は適格旧非累積的永久優先株（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項並びに第四十一条第一項及び第三項において同じ。）」と、銀行告示第四十一条第一項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第

をいう。第四項並びに第四十一条第一項及び第三項において同じ。）」と、新銀行告示第四十一条第一項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）」、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第二項及び第四十一条第一項の規定の適用については、新銀行告示第二十九条第二項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）」又は適格旧非累積的永久優先株（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項並びに第四十一条第一項及び第三項において同じ。）」と、新銀行告示第四十一条第一項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株

三項及び第四項において同じ。)又は適格旧非累積的永久優先株」とする。

2 適用日から起算して十年を経過する日までの間における持株告示第十八条第二項の規定の適用については、同項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。)」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。)、適格旧非累積的永久優先株(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成二十五年金融庁告示第六号)(以下この項において「改正告示」という。))附則第三条第四項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項において同じ。))又は適格旧資本調達手段(改正告示附則第三条第五項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項において同じ。))とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間における持株告示第十八条第二項の規定の適用については、同項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。)」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。))又は適格旧非累積的永久優先株(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に

式をいう。第三項及び第四項において同じ。)又は適格旧非累積的永久優先株」とする。

2 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新持株告示第十八条第二項の規定の適用については、同項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。)」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。))、適格旧非累積的永久優先株(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成二十五年金融庁告示第六号)(以下この項において「改正告示」という。))附則第三条第四項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項において同じ。))又は適格旧資本調達手段(改正告示附則第三条第五項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項において同じ。))とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間における新持株告示第十八条第二項の規定の適用については、同項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。))又は適格旧非累積的永久優先株(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産

照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第四項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項において同じ。）とする。

3 適用日から起算して十年を経過する日までの間における信金告示第五条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、信金告示第五条第二項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第七項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並びに第十四条第一項及び第三項において同じ。）と、信金告示第十四条第一項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」、非累積

等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第四項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項において同じ。）とする。

3 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信金告示第五条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、新信金告示第五条第二項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第七項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並びに第十四条第一項及び第三項において同じ。）と、新信金告示第十四条第一項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」、

的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段」とする。

4 適用日から起算して十年を経過する日までの間における信組告示第五条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、信組告示第五条第二項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第十二項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並びに第十四条第一項及び第三項において同じ。）」と、信組告示第十四条第一項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資を

非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段」とする。

4 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信組告示第五条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、新信組告示第五条第二項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第十二項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並びに第十四条第一項及び第三項において同じ。）」と、新信組告示第十四条第一項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先

いう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段」とする。

（意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置）

第十条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における銀行告示第二十九条第四項及び第四十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの期間における銀行告示第二十九条第四項及び第四十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式又は適格旧非累積的永久優先株」とする。

2 適用日から起算して十年を経過する日までの間における持株告示第十八条第四項の規定の適用については、同項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの期間における持株告示第十八条第四項の規定の適用については、同項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株又は適格旧非累積的永久優先株」とす

出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段」とする。

（意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置）

第十条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第四項及び第四十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの期間における新銀行告示第二十九条第四項及び第四十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式又は適格旧非累積的永久優先株」とする。

2 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新持株告示第十八条第四項の規定の適用については、同項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの期間における新持株告示第十八条第四項の規定の適用については、同項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株又は適格旧非累積的永久優先株」とす

る。

3 適用日から起算して十年を経過する日までの間における信金告示第五条第四項及び第十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

4 適用日から起算して十年を経過する日までの間における信組告示第五条第四項及び第十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第十一条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における銀行告示第二十九条第七項第一号及び第四十一条第六項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

2 適用日から起算して五年を経過する日までの間における持株告示第十八条第七項第一号の規定の適用については、同号中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控

とする。

3 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信金告示第五条第四項及び第十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

4 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信組告示第五条第四項及び第十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第十一条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第七項第一号及び第四十一条第六項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

2 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新持株告示第十八条第七項第一号の規定の適用については、同号中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を

除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

3 適用日から起算して五年を経過する日までの間にける信金告示第五条第八項第一号及び第十四条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

4 適用日から起算して四年を経過する日までの間にける信金告示第二十五条第十項第一号及び第三十七条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

5 適用日から起算して五年を経過する日までの間にける信組告示第五条第八項第一号及び第十四条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第

控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

3 適用日から起算して五年を経過する日までの間にける新信金告示第五条第八項第一号及び第十四条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

4 適用日から起算して四年を経過する日までの間にける新信金告示第二十五条第十項第一号及び第三十七条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

5 適用日から起算して五年を経過する日までの間にける新信組告示第五条第八項第一号及び第十四条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条

二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置)

第十二条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における銀行告示第七十六条の二の三又は第七十八条の二の三に定めるエクスポージャーのうち銀行が適用日において保有するものについての銀行告示第七十六条の二の三又は第七十八条の二の三の規定の適用については、銀行がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

(表 略)

2 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における銀行告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社(以下この条において「最終指定親会社」という。)が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについての銀行告示第七十六条の二の三及び第七十八条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

3 適用日から起算して五年を経過する日までの間における持株告示

第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置)

第十二条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新銀行告示第七十六条の二の三又は第七十八条の二の三に定めるエクスポージャーのうち銀行が適用日において保有するものについての新銀行告示第七十六条の二の三又は第七十八条の二の三の規定の適用については、銀行がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

(表 略)

2 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新銀行告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社(以下この条において「最終指定親会社」という。)が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについての新銀行告示第七十六条の二の三及び第七十八条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

3 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新持株告

第五十四条の二の三又は第百五十六条の二の三に定めるエクスポージャーのうち銀行持株会社が適用日において保有するものについての持株告示第五十四条の二の三又は第百五十六条の二の三の規定の適用については、銀行持株会社がその保有を継続している場合限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

4 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における持株告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第十号に規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについての持株告示第五十四条の二の三及び第百五十六条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

5 適用日から起算して五年を経過する日までの間における信金告示第七十条の三又は第百七十八条の三に定めるエクスポージャーのうち信用金庫又は信用金庫連合会が適用日において保有するものについての信金告示第七十条の三又は第百七十八条の三の規定の適用については、信用金庫又は信用金庫連合会がその保有を継続している場合限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

6 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における信金告示第一条第七号に規定する金融機関、同

示第五十四条の二の三又は第百五十六条の二の三に定めるエクスポージャーのうち銀行持株会社が適用日において保有するものについての新持株告示第五十四条の二の三又は第百五十六条の二の三の規定の適用については、銀行持株会社がその保有を継続している場合限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

4 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新持株告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第十号に規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについての新持株告示第五十四条の二の三及び第百五十六条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

5 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新信金告示第七十条の三又は第百七十八条の三に定めるエクスポージャーのうち信用金庫又は信用金庫連合会が適用日において保有するものについての新信金告示第七十条の三又は第百七十八条の三の規定の適用については、信用金庫又は信用金庫連合会がその保有を継続している場合限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

6 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新信金告示第一条第七号に規定する金融機関、同

条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての信金告示第七十条の三及び第七十八条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

7 適用日から起算して五年を経過する日までの間における信組告示第四十七条の三又は第五十四条の三に定めるエクスポージャーのうち信用協同組合等が適用日において保有するものについての信組告示第四十七条の三又は第五十四条の三の規定の適用については、信用協同組合等がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

8 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における信組告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての信組告示第四十七条の三及び第五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

第十三条及び第十四条 削除

同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新信金告示第七十条の三及び第七十八条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

7 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新信組告示第四十七条の三又は第五十四条の三に定めるエクスポージャーのうち信用協同組合等が適用日において保有するものについての新信組告示第四十七条の三又は第五十四条の三の規定の適用については、信用協同組合等がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

8 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新信組告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新信組告示第四十七条の三及び第五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

(内部格付手法等を用いるための自己資本比率に係る経過措置)

第十三条 適用日から起算して一年を経過する日までの間における新銀行告示第二百三十八条第二号、第二百七十四条第三項第十号及び第三百十五条第三項第十号の規定の適用については、これらの規定中「四・五」とあるのは、「四」とする。

2 | 適用日から起算して一年を経過する日までの間における新持株告示第二百十六条第二号、第二百五十二条第三項第十号口及び第二百九十三条第三項第十号口の規定の適用については、これらの規定中「四・五」とあるのは、「四」とする。

3 | 適用日から起算して一年を経過する日までの間における新信金告示第二百三十八条第二号及び第三百十五条第三項第十号口の規定の適用については、これらの規定中「四・五」とあるのは、「四」とする。

(適用日前における金融庁長官の承認に係る経過措置)

第十四条 新銀行告示第二十九条第九項又は第四十一条第八項に規する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

2 | 新持株告示第十八条第九項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

3 | 新信金告示第五条第十項又は第十四条第九項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

4 | 新信組告示第五条第十項又は第十四条第九項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

(単体自己資本比率の算出の方法等に係る経過措置)

第十五条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における銀行告示第三十八条の規定の適用については、同条中「こととする」とあるのは、「こととする。ただし、専ら当該銀行の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等を有する銀行においては、当該会社を含む連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第四章に準ずることとする」とする。

第十六条 削除

(単体自己資本比率の算出の方法等に係る経過措置)

第十五条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新銀行告示第三十八条の規定の適用については、同条中「こととする」とあるのは、「こととする。ただし、専ら当該銀行の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等を有する銀行においては、当該会社を含む連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第四章に準ずることとする」とする。

(国内基準行に係る経過措置)

第十六条 新銀行告示第四十八条第一項第二号、第二百五十二条第一号、第二百七十条の三第一項及び第二百七十条の四第一項、新持株告示第二十六条第一項第二号、第三百三十条第一号、第二百四十八条の三第一項及び第二百四十八条の四第一項並びに第五条中銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件附則第十一条の二の規定は、国内基準行(新銀行告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。)である銀行及び国

内基準行（新持株告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行持株会社については、平成二十六年三月三十日までの間は、適用しない。